

平成 27 年 6 月 19 日

(仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続 の状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号）

2 事業概要

- (1) 都市計画決定権者の名称： 銚子市
- (2) 事業者の名称： 東総地区広域市町村圏事務組合
- (3) 都市計画対象事業の種類の詳細： 廃棄物溶融施設の設置
- (4) 都市計画対象事業実施区域の位置： 銚子市野尻町 1 6 7 8 番地 1 ほか 3 5 筆
- (5) 都市計画対象事業の規模： 処理能力 2 1 3 トン／日

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

銚子市、旭市、東庄町、茨城県神栖市

4 事業計画概要書

送付： 平成 26 年 12 月 15 日（月）

公告： 平成 27 年 1 月 9 日（金）

縦覧： 平成 27 年 1 月 9 日（金）～ 2 月 26 日（木）

5 環境影響評価方法書

送付： 平成 27 年 2 月 6 日（金）

公告： 平成 27 年 2 月 27 日（金）

縦覧： 平成 27 年 2 月 27 日（金）～ 3 月 30 日（月）

方法書説明会 : 平成 27 年 3 月 11 日（水） <茨城県神栖市>
平成 27 年 3 月 14 日（土） <銚子市>

住民等意見提出期限 : 平成 27 年 4 月 14 日（火）⇒ 意見なし

市町長意見提出期限 : 平成 27 年 4 月 30 日（木）⇒ 意見あり（神栖市）

知事意見提出期限 : 平成 27 年 7 月 13 日（月）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問、審議、現地調査 : 平成 27 年 3 月 20 日（金）
- (2) 審議 : 平成 27 年 4 月 17 日（金）
- (3) 審議 : 平成 27 年 6 月 5 日（金）
- (4) 答申案審議 : 平成 27 年 6 月 19 日（金）